

「おおた生涯学習推進プラン」改定に向けた区民・団体 アンケート調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

区民の日頃の学習活動や地域での活動状況、学びに関わるニーズ、社会教育関係団体等の活動実態等を把握し、今後の大田区（以下、「区」という。）の生涯学習推進に係る施策検討の基礎資料として活用するため、区民・団体アンケート・ヒアリング調査及び分析を行う。

あわせて、この分析結果に基づき、区の特徴や課題を整理し、令和8年度の「おおた生涯学習推進プラン」（以下、「プラン」という。）改定に向けた方向性を検討する。

効率的・効果的に調査を行い、次期プランに向けた課題分析を行うため、民間事業者等が有する知識や技術、経験等に基づく有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する。（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである。）

2 委託業務概要

(1) 件名

「おおた生涯学習推進プラン」改定に向けた区民・団体アンケート調査業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書（企画提案用）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 事業費限度額

5,984,000円（税込）

※本事業の執行は、令和7年度予算案議決を条件とする。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (2) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により、更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区地域未来創造部地域力推進課（生涯学習担当）

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14（大田区役所6階 29番窓口）

5 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

内 容	期 日
実施要領等の公開	令和7年3月18日（火）～
質問の受付	令和7年3月28日（金）～4月4日（金）
質問に対する回答公開	令和7年4月9日（水）～4月11日（金）
提出資料の受付期間	令和7年4月14日（月）～4月18日（金）
第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年5月9日（金）頃発送（予定）
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年5月19日（月）～23日（金）
第二次審査結果通知	令和7年5月30日（金）頃発送（予定）

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式1）を「4 担当課」宛てに電子メールで提出すること。なお、件名を「アンケート調査業務委託 質問事項（事業者名）」とすること。なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年3月28日（金）から4月4日（金）17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<http://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和7年4月9日（水）から4月11日（金）まで

7 応募方法

(1) 提出資料

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前確認のうえ、受付期間内にすべて紙文書により提出すること。なお、副本には提案者を特定できる表示（会社名、住所、ロゴマーク等）をしない、または塗りつぶして判読できないようにすること。

ア 必要書類

No.	書類名称（様式）	提出部数

1	参加申込書（様式2）	1部（正本のみに綴じ込み）
2	会社概要書（様式3）	10部（正本1部、副本9部）
3	業務実績（様式4）	10部（正本1部、副本9部）
4	本業務担当者経歴等（様式5）	10部（正本1部、副本9部）
5	企画提案書	10部（正本1部、副本9部）
6	見積書（様式6）	10部（正本1部、副本9部）
7	東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し	1部（正本のみに綴じ込み）
8	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部（正本のみに綴じ込み）

イ 上記1～8の提出資料は1部ごとにフラットファイルに綴じ込むこととし、その際正本か副本かが容易に判断できるよう、表紙左上に「正本」「副本」の表示をすること。なお、1、7及び8については正本のみに綴じ込むこと。

ウ 様式ごとにインデックスや付箋を貼付すること。

エ 業務実績（様式4）については、本業務に携わる担当者ごとに1部作成すること。業務経歴には、本業務に類似する業務を記入すること。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、会社ロゴ等を記載しないこと。

オ 企画提案書については、次項を参照すること。

カ 見積書については、事業費限度額内とすること。

(2) 提出期限

令和7年4月18日（金） 17時まで

(3) 提出先

「4 担当課」宛

(4) 参加資格の欠格事由

必要書類受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して文書によりその旨通知する。

8 企画提案書の作成について

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を順番に記載し、該当する番号を提案書右上に記載すること。

No.	項目	内容
1	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取組方針	(1) 本業務受託に係る基本的な考え方 (2) 具体的な取組方針 ア 大田区の生涯学習推進に係る課題（現行「おおた生涯学習推進プラン」と関連づけること） イ 課題解決に向けた本業務での取組方針
2	業務実績	「業務実績（様式4）」に記載した実績のうち、本業務に生かせる成果、取組等

3	業務執行に係ること	(1) 実施体制及び人員配置計画 ア 業務責任者、従事者の実績及び実施体制 イ 本業務に生かせる経験・ノウハウ等 (2) 作業項目、スケジュール (3) 区への報告及び調整方法 (4) 個人情報の管理に係ること
4	調査に関すること	(1) 現行プランの成果、課題を把握するための調査項目案と設定理由 (2) 正確かつ迅速なデータ集計・分析のための工夫 ・ 入力ミス防止策 ・ 分析方法の工夫 ・ 自由意見分析に係る考え方 (3) 調査回答率の向上（特に若年層）に向けた工夫 (4) 調査報告書作成に係る考え方
5	次期プランに向けた提案	次期プランの重点等、改定に向けた提案

※企画提案書は、日本工業規格A4判とし、任意書式にて15ページ以内（両面使用は2ページとみなす）で作成すること。

※審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

※提案を取り下げの場合は、取下願（様式7）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

9 審査方法

- (1) 候補者の選定は、『「おおた生涯学習推進プラン」改定に向けた区民・団体アンケート調査業務委託事業者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (2) 第一次審査（書類審査）
参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（上位3社以内）を選定する。一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面で通知する。
- (3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。
なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。
ア 当該審査は令和7年5月19日（月）から23日（金）までの間に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当事業者に別途通知する。
イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書にて行うこと。追加資料は認めない。なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。
ウ 出席者は4名までとし、主たる説明は本業務の実務担当者が行うこと。
エ 説明時間は10分、質疑応答は15分程度とする。
オ 審査項目は、次のとおりとする。
 - (ア) プレゼンテーション
 - (イ) 質疑応答
 - (ウ) 全体評価

10 選定結果の通知・公表

- (1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者及び次点の候補者を選定する。
- (2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する（令和7年5月30日（金）頃発送予定）。

11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

12 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。